

論点の整理

I 行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用に関する考え方

制度改正大綱の概要と関係方面から示された意見・見解、 本研究会での議論等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p><「日本再興戦略」改訂 2014> (H26. 6. 24 閣議決定)</p> <p>第二 3つのアクションプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準の IT 社会の実現 <p>(2) 施策の主な進捗状況</p> <p>（規制制度改革やパーソナルデータの利活用に関する方針を決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT 利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の改革に向け、昨年 12 月に「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を IT 総合戦略本部において決定した。また、オープンデータ・ビッグデータの利活用環境整備のため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を同月に同本部において決定した。 <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>これまでに行われた取組は本格的な改革の準備段階とも言えるものが多かったが、今後は、世界最高水準の IT 社会の実現に向けた改革の本格的な実行段階に入る。このため、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を精力的に推進し、以下の施策を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用に関し、以下のような点を踏まえ、どう考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等が保有する個人情報の特質 ・パーソナルデータの利活用のニーズ ・個人の権利利益の保護 ○ (1) 利活用の仕組み（“個人特定性低減データ”）を導入する場合、 <ul style="list-style-type: none"> ①利活用の範囲（個人情報の「類型化」を前提）及び利活用の目的（商業利用まで含めるか） ②利活用されるデータの取扱い（提供の在り方、低減の方法、その他の規律） 等についてどう考えるか。 ○ (2) 上記の論点を踏まえて、利活用の仕組みを法的にどのように位置付けるか。 <ul style="list-style-type: none"> ①行政機関個人情報保護法の目的規定 ②行政機関個人情報保護法の定義規定（「容易照合性」） ③提供のプロセス、低減の方法、その他の規律

②パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備

ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目指すに必要な法制上の措置を講ずる。

(独法等個人情報保護法もこれに準じて検討)

<大綱> (H26. 6. 24 IT 本部決定)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

民間部門に関しては、

パーソナルデータの利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供に当たり、本人同意を要しない類型とし、当該事業者が負うべき義務等を法的に措置するという方向で立案作業中である。

個人情報保護法制の体系、すなわち官民共通ルールを定める個人情報保護法の傘の下に行政機関法があるとの両者の関係性については、現状のまとすべきという点について、構成員の意見の一致がみられた。

＜本研究会のヒアリングの場で示された各方面からの主な見解等＞

(日本経済団体連合会)

- 公共データの民間活用への期待は高いが、行政機関等が保有するパーソナルデータの民間利用ニーズについては把握していない。

(新経済連盟)

- 官民同じ仕組みにすべき。
- 民間の創意工夫を阻害しないよう柔軟な制度設計にすべき。

(具体的ニーズは提示されなかった。)

(日本消費者協会)

- 個人情報の利活用のための検討は必要だが、行政機関等が保有するデータの特質から考えれば、現行規定を利活用のために変更する必要はないのではないか。

(全国消費生活相談員協会)

- 任意性なく収集され機微情報等が多い行政機関等が保有する個人情報は、プライバシーの保護が前提で、利活用を促進することに疑問。
- 経済団体の主張では、パーソナルデータの利活用の必要性が不明確。

(日本弁護士連合会)

- 行政事務の遂行のため収集・保有される行政機関等が保有するパーソナルデータを商業目的で利活用することは、目的外利用かつプライバシーの侵害に当たるため、利活用の促進や法改正に反対。
- 情報公開をより一層促進することにより、民間企業が商業目的に利活用することの可能なデータの公開も拡大するという在り方が望ましい。

(医療関係者：東京大学大学院医学系研究科山本特任准教授)

- 医療の進歩のため、個人の権利を侵害しないことを前提に個人情報を活用する必要があり、活用しないことに対する対策はほとんどされていない。
- 今後の社会保障では、地域包括ケアの概念で医療・介護サービスを行っていこうとしているため、様々な機関同士での情報共有が一層必要。
- 情報取得主体によってルールが異なり、責任範囲が異なることにより、各審査会の審査を受けるという弊害がある。

(地方自治体関係者：千葉市三木情報副総括管理者)

- 行政内部で個人情報を利用することは行政にとって有益だが、目的外利用のハードルが高いため、国で枠組みが示されれば、個人情報の利活用がより一層行いやすくなる。

(個人情報の保有主体としての各府省の意見等)

- 資料2（第5回検討会資料）のとおり。

(1) ① 行政機関等が保有する個人情報の利活用の範囲（類型化）・利活用の目的について

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p>＜類型化、カテゴライズについて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関等が保有する情報と民間が保有する情報について、本質的に変わらないもの、異なるもの、中間的なものなどに<u>カテゴライズした議論が可能であれば、そうすべきではないか。</u> ○ 取得時の任意性に留意する必要はあるが、官民で本質的な差のない個人情報もあるのではないか。（経団連） ○ 行政機関等が保有する個人情報を純粋な行政情報で機微性の高い非公開情報と、民間事業との境界が曖昧で利用可能な公開情報に分類し、公表可能な情報は、政府のデータカタログに整理していくことを検討いただきたい。（経団連） ○ 行政機関等の保有するデータには様々なものがあり、一律の同じ方法での利活用は困難であって、オープンデータによるものから、機微性が高く許可や届出制によるものまで様々な方法が考えられるのではないか。 <p>＜利活用の目的について＞</p> <p>公益目的でのデータ提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>プライバシーの保護とのバランスも考えると、制度全体として、社会全体の福祉の増進につながるというような公益性</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法においては、一定の個人情報については、個人情報ファイル簿の形で個人情報ファイル名等を公開することを規定。 (民間事業者を対象とする個人情報保護法においては、このようなファイルの公開を義務付ける規定はない。) ○ 個人情報ファイル簿については、資料1（第5回検討会資料）のとおり。 ○ これらについて、どのような類型化が可能であり、また適切と考えられるか。類型化する場合の基準は何か。 ○ 類型化を踏まえて「利活用」の範囲と目的についてどのように考えたらよいか。

の要素が必要ではないか。

- 現行の目的外利用・提供の規定は、「本人の利益になるとき」には広く適用され得るが、社会全体の利益のために適用するのには難しい面があるのではないか。
- “個人特定性低減データ”の利活用のためには、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」の新たな基準や、それを満たすことの認定手続き、さらには再特定の禁止等の規定が必要ではないか。
- 行政機関等の保有する個人情報は、公益的な理由による目的外利用が民間の場合より広く認められているが、行政機関等の保有する個人情報の取扱いの特質などの観点から、今までのコントロールで十分なのか議論すべき点があるのではないか。

商業利用へのニーズ

- 固定資産課税台帳や住民票情報などでは、個人識別性を無くしたり低減したパーソナルデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利用価値は高いのではないか。（経団連）
- 行政機関等の保有するパーソナルデータに対する経済団体の利活用のニーズは、具体的になつてないのではないか（今後利活用のニーズが出てきたときのために枠組みを整えることが必要と理解できるのではないか）。

- 行政機関等によるデータの保護が「民間の創意工夫を阻害しないように」との主張があるが、そもそも現時点では具体的な利活用の方策が見当たらない印象を受けるがどうか。

(1) ② 利活用されるデータの取扱い（提供の在り方、低減の方法、その他の規律）

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<ul style="list-style-type: none">○ 行政データの提供という観点では、<u>統計法の匿名データ提供の例があり、これを吟味することは検討の大きな材料になるのではないか。</u>○ 統計法によるオーダーメード集計や匿名データの提供は、行政機関の長が自ら行うほか、独立行政法人統計センターに事務の全部を委託して行うことができる。（統計基準担当）	<p>○以下のような統計法における匿名データの作成・提供や、現行個人情報保護法における第三者提供を踏まえた上で、提供の在り方、低減の方法、その他の規律についてどう考えるか。</p> <p>利活用の推進のため、現行の行政機関法第8条の目的外利用の枠組みを用いる方法があり得るのではないかという点について、構成員の概ねの意見の一致がみられた。</p> <p>（統計法における匿名データ）</p> <p>○以下のような法律の規定と運用によっている。</p> <ul style="list-style-type: none">・統計法 <p>（匿名データの作成）</p> <p>第35条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（匿名データの提供）</p> <p>第36条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提</p>

供することができる。

・統計法施行規則

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第 15 条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合（以下略）
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合（以下略）
- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合（以下略）

- 統計法による匿名データの作成方法については、各府省等において外部有識者を交えた研究会等により検討を行い、さらに基幹統計調査に係る匿名データの作成方法については統計委員会に諮っている。提供可能となった匿名データについては、利用者による各府省への申請からおおむね 1 ヶ月以内で提供している。（統計基準担当）

（行政機関個人情報保護法における第三者提供）

- 現行の行政機関個人情報保護法における第三者提供の規定は次のとおり。

（利用及び提供の制限）

第 8 条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権

利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるととき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

(民間部門における“マルチステークホルダー”方式)

- 民間部門における“個人特定性低減データ”的提供・加工の方法・手続として、大綱においては次の内容が記載されている。
 - ・“マルチステークホルダー”プロセスの考え方を活かし、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設
 - ・民間団体が業界の特性に応じた具体的運用ルール（例：個人特定性を低減したデータへの加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール（例：情報分析によって生じる可能性のある被害の対応策）を策定し、その過程等実効性の確保に第三者機関が関与する枠組みを構築

(⇒ “マルチステークホルダー”プロセスは、行政機関等がデータ保有主体である場合に適当か。行政機関等の場合、どのような加工・提供の方法・手續が適当であると考えられるか。)

(2) ① 行政機関個人情報保護法の目的規定

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本法の目的・理念が明確になったら、基本法の下にある<u>行政機関等法も整合的な改正を検討することになるのではないか。</u> ○ 基本法の目的・理念において「プライバシーの保護」を立てるにすれば、行政機関等法もそれにそろえるという議論はあるかもしれないが、<u>「利活用の促進」を立てる場合は、必ずしもそういうことにはならないのではないか。</u> ○ <u>保護法は基本的に規制法であって、行政機関等法での利活用は例外的なのではないか。</u> ○ 利活用の主体は行政機関内にとどまらず、また利活用の範囲は行政の所掌事務の遂行目的にとどまらないのではないか。 	<p>○ 行政機関個人情報保護法の目的規定（第1条）の「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」との規定は、基本法の目的規定（第1条）における「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定に対応したものとされている。</p> <p>これは、平成15年当時の立案の理由として、「行政機関の保有する個人情報は、適正かつ円滑な行政運営の基礎となるデータであるとともに、その処理へのIT技術の活用は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化などに不可欠な情報である。」として、個人情報の保護と利用は、本来、対立的な関係にあるべきではなく、調和すべきものであるとの趣旨として規定されたものである。</p> <p>なお、個人情報保護法における「個人情報の有用性に配慮しつつ」の規定の趣旨は、「犯罪捜査、汚職の報道のような公益であったり、民間の事業活動の効率化のような他の人にとっての有用性であることが多いが、交通事故で意識不明の状態における輸血のための血液型情報の入手のように当該個人情報の本人にとっての有用性も含まれる」とされている。</p> <p>「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」とは、個人の権利利益の保護のみを唯一絶対の目的とするのではなく、個人情報の有用性も斟酌することを意味している</p>

が、両者を対等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることも表現している。

- (1) ①の検討を踏まえ、仮に現行の個人情報の利用及び提供（第8条）より利活用の目的を広げる場合、現行の目的規定をどう考えるか。

(2) ② 行政機関個人情報保護法の定義規定（「容易照合性」）

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p>○ 行政機関等が保有するパーソナルデータについて、「容易照合性」がなくても“個人特定性低減データ”を観念できるのか、整理が必要ではないか。</p>	<p>○ 民間を対象とする基本法と行政機関個人情報保護法における個人情報の定義の違いとして、前者は他の情報との照合について容易性を要件としている（容易照合性）が、後者は要件としていないことがある。</p> <p>○ 行政機関個人情報保護法については、従前は容易照合性が要件とされていたが、平成15年改正の際に、行政機関が保有する個人情報の保護を充実強化し、また情報公開法の個人情報の規定との運用の統一性を図る観点等から削除したもの。</p> <p>○ 今回、“個人特定性低減データ”を考える際、「容易照合性」との関係をどのように考えるか。 行政機関個人情報保護法の定義規定上、「容易照合性」の要件を戻す場合、合理的な理由付けが必要。</p> <p>○ 一方、「容易照合性」の無いまま“個人特定性低減データ”を導入する場合、低減データを法的にどのように位置付けるか。</p> <p>行政機関法の個人情報の定義に容易照合性を入れる必要は無いのではないかという点について、構成員の概ねの意見の一致がみられた。</p>

(2) ③ 提供のプロセス、低減の方法、その他の規律に関する規定

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p>＜提供のプロセス、低減の方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないか。</u> ○ 行政機関等によるデータの加工方法等の自主規制ルールには、何らかの客観的な認定を要するのではないか。 <p>＜提供・受領の際の規律＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計の二次的利用におけるデータの加工・提供方法を緩めると、個人の特定の危険性が高まることから考えれば、<u>行政機関等に“個人特定性低減データ”を導入するとしても(提供先の)利用にかなりの制限をかける必要があり、更には低減データは提供すべきでないとの考え方もあり得るのではないか。</u> ○ <u>“個人特定性低減データ”的第三者提供については、行個法8条2項4号(特別の理由)の範疇と考えられるのか。その場合であっても、無制約な提供のリスクを防ぐための規定又はガイドラインが必要ではないか。</u> ○ これまで行政機関が保有するデータは行政機関が集めたデータという立場であったが、今後は<u>民間情報を行政機関が利用するケースも想定した議論が必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ “個人特定性低減データ”を導入した場合、その取扱いに関する規律の在り方をどう考えるか。

II 行政機関等が保有するパーソナルデータの保護対象に関する考え方

制度改正大綱の概要と関係方面から示された意見・見解、 本研究会での議論等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p>＜大綱＞（H26. 6. 24 IT 本部決定）</p> <p>行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関等が保有するパーソナルデータの保護に関し、以下のような点を踏まえ、どう考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等が保有する個人情報の特質 ・基本法と整合をとった個人情報の保護
<p>民間部門に関しては、</p> <p>基本的な制度の枠組みに関する規律として、個人の身体的特性等に関する個人情報のうち保護対象となるものの明確化や、機微情報を慎重な取扱いに関する規律の規定を行うとともに、個人情報取扱事業者が利用目的の変更時におけるべき手続など個人情報の取扱いに関する見直しや、“マルチステークスホルダー”プロセスの考え方を活かした民間主導による自主規制ルールの策定・遵守の枠組の創設等を行うという方向で立案作業中である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3) 保護の具体化を図る場合、行政機関等の保有するパーソナルデータについて、 <ul style="list-style-type: none"> ・機微情報の取扱い、個人の身体的特性に関する情報等の明確化等についてどう考えるか。 <p>また、上記の論点を踏まえて、行政機関個人情報保護法の定義規定にどのように位置付けるか。 (独法等個人情報保護法もこれに準じて検討)</p>
<p>＜本研究会のヒアリングの場で示された各方面からの主な見解等＞</p> <p>(日本経済団体連合会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民で「個人情報」の定義を統一するか、そうでなくとも取扱い上問題が発生しないようにすべき（具体的な支障 	

については言及がなかった)。

(新経済連盟)

- (官民同じ仕組みにすべきとの趣旨か。)

(日本消費者協会)

- 身体的特性に関する情報等は、本人についての情報であるため、公共の福祉のために利用することは想定できない。むしろ、悪質商法や犯罪に利用されるだけではないか。
- 行政機関等法では、機微情報については、基本法より取り扱いを厳しく設定できるのではないか。

(全国消費生活相談員協会)

- 任意性なく収集され機微情報等が多い行政機関等が保有する個人情報は、プライバシーの保護が前提。
- 官民で保護されるべきパーソナルデータの範囲、定義については違いはないのではないか。

(日本弁護士連合会)

- 指紋認識データやカード番号等、センシティブ情報などは、その実質からみてプライバシー情報に当たり、一般に情報公開法の不開示情報に該当すると考えられる。
- 定義について拙速に改正することは適切ではない。
- センシティブ情報等機微情報を保護対象に入れたり、データマッチング規制を設ける改正を施すべき。

(医療関係者：東京大学大学院医学系研究科山本特任准教授)

- 医療分野のガイドラインにより、第三者提供の特例として包括的同意が運用されているが、家族や近親者等への提供も含め、誤解の生じないようにルール化すべきではないか。

(個人情報の保有主体としての各府省の意見等)

- 資料2（第5回検討会資料）のとおり。

(3) 機微情報の取扱い、個人の身体的特性に関する情報等の明確化

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p><全般></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行法でも、基本法と行政機関等法の定義は違っており、各法律の目的の範囲でどこに重点を置くかにより定まるこことであるため、<u>必ずしも全てが一致しなければならないわけではないのではないか。</u> ○ 法制を全体で見て体系的に考える方法もあれば、公的部門と民間部門をそれぞれの特性に応じて考える方法もあるのではないか。 ○ 事項的に書かなくても、定性的に書くこともできるのではないか。 <p><機微情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度改正大綱では原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いについて検討することになっており、今後の民間データに関する検討状況も踏まえながら検討する必要があるのではないか。 <p><身体的特性に関する情報等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の民間データに関する検討状況も踏まえながら検討する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機微情報及び身体的特性に関する情報等について、基本法の検討状況を踏まえて、扱いを同様にすること又は違えることについてどう考えるか。 ○ 機微情報について、行政機関等における個人情報の特質を踏まえ、どう考えるか。 <p>なお、大綱においては、機微情報について、原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いとすることについて検討することとされ、ただし、本人の同意により取得し、取り扱うことを可能にするとともに、法令に基づく場合や人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合の例外規定を設けるなど、取扱いに関する規律を定めることとされている。</p> ○ いわゆるグレーゾーンについて、どのように整理するか。現行の行政機関個人情報保護法においては容易照合性を規定しておらず、照合可能な情報は個人情報に該当するため、もともと包含されていると考えられるのではないか。 <p>いわゆるグレーゾーンについては、行政機関法に容易照合性を入れない場合は、同法の個人情報に包含されていると考えられるのではないか（こうした方向性で法制的に詰めればよいのではないか）という点について、構成員の概ねの意見の一一致がみられた。</p>

- 「等」に該当する内容について、制度改正大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。
- パスポート番号、免許証番号、保険証番号など行政機関が主体として使う識別子の取扱いは、行政機関としての考え方を整理した方がよいのではないか。

III その他

本研究会におけるこれまで示された意見等	主な検討課題・問題意識等（事務局によるまとめ）
<p>＜自治体等のルールへの波及への考慮＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 行政機関等法についての議論が<u>地方自治体の情報の取り扱い</u>にも波及していくことを意識した議論が必要ではないか。○ <u>行政機関、独法等についての法的整理と、条例制定権を根拠にした自治体の整理は違うが、自治体の選択で望ましいモデルが波及していくことは望ましいことではないか。</u>○ それぞれの自治体の条例で定義しようとすると、国が示しているものより保守的なものになる可能性があるが、国よりも緩やかなものにすると、問題が生じた場合、その定義について説明責任が発生するため、各分野において省庁からガイドライン的なものを示してもらえると有益なのではないか。 (千葉市)○ <u>住民の情報は自治体が責任をもって管理する必要</u>があり、自治体は条例に基づき、また、条例に問題があれば改正をして課題に取り組むべきではないか。 <p>＜医療情報の取扱い＞</p> <ul style="list-style-type: none">○ 医療に係る“個人特定性低減データ”を積極的に活用していく必要があるならば、行政機関も例外とすることはできず、行政機関が保有する医療情報にも低減データを導入する必要	<ul style="list-style-type: none">○ 個人情報保護の体系においては、基本法において国と地方公共団体それぞれの責務を規定し、地方公共団体は必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされており、こうした基本法における体系とそろえる必要。○ 行政機関、独法等を対象とする法律と、自治体の条例が異なるものであることを前提としつつも、行政機関個人情報保護法を改正し仮に“個人特定性低減データ”的導入等を行うのであれば、自治体に通知等で丁寧に情報提供を行うことが必要ではないか。 <p>現行の個人情報保護法制の法体系を前提とすべきという点について、構成員の意見の一致がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none">○ レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）については、医療費適正化の観点から、調査及び分析について個別法で措置されている。また、独法が保有する全国がん登録DBや医薬品副作用DBについても個別法で措置されている。

<p>があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に、行政機関において低減データを一般的には認めないとした場合であっても、医療情報については特別に認めることも考え得るのではないか。 ○ 医療情報において“個人特定性低減データ”が重要なのは、再特定は可能であるが再特定しないことを明確にし、プライバシーを侵害しないとする点にある。低減データを認めず、再特定を不可能としたデータとするのでは、社会的に役に立たない情報となてしまい問題がある。(山本参考人) <p><情報公開法との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報公開により公開された情報を商業目的に利活用することは問題がなく、情報公開をより一層促進することにより、民間企業が商業目的に利活用することの可能なデータの公開も拡大するという在り方が望ましいのではないか。一方、個人の特定に結び付きかねない低減データを提供するようなことは、行政がわざわざすべきことではないのではないか。(日弁連) ○ 情報公開法と個人情報保護法の定義は、いずれもプライバシーを保護することが目的なので一致することが望ましいのではないか。(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト情報を活用した更なる医療費抑制の取組は、社会保障制度改革推進本部の下の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」及び分析・検討ワーキンググループにおいて検討が行われている。 ○ 情報公開法との関係をどう考えるか。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法 (行政文書の開示義務) <p>第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ
---	---

とが予定されている情報

- 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分